

全建事発第107号

平成24年1月12日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

「下請債権保全支援事業の拡充及び延長」について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援策として利用が図られてきたところですが、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境に加え、東日本大震災による影響もあり、被災地域における中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況にあることから、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号）において、被災地における債権の買取を新たに本事業の対象とする等新たな措置が講じられたところであります。

今般、国土交通省より本会に対して被災地における建設企業等の建設機械の調達の円滑化を図るため、本事業を拡大し、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを行う者が建設企業に対して有する債権を本事業の対象とするなど本事業の内容が拡大された旨の通知がありました。

併せて、標記事業期間が1年間延長されることになりましたので、貴会会員に対しまして、周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

【参考】 下請債権保全支援事業に係る国土交通省ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000033.htm 1